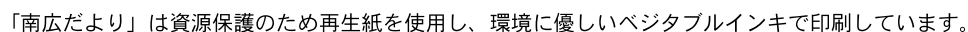


## 4月発行



## 第122回 南但広域行政事務組合議会臨時会(平成26年12月)

第122回南但広域行政事務組合議会臨時会を平成26年12月25日に開催しました。議案第26号、南但広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1案件が上程され、総務委員会に付託されました。内容は、給与改定等について所要の条例整備を行うもので審議の結果、原案のとおり可決されました。

## 第123回 南但広域行政事務組合議会定例会(平成27年2月)

第123回南但広域行政事務組合議会定例会を平成27年2月10日から2月27日まで18日間、開催しました。議案第1号から議案第14号まで14件の案件が上程され、13案件が総務委員会に付託され、審議の結果、すべての案件が原案のとおり可決されました。

主な議案内容は、組合条例の一部改正、平成26年度補正予算及び平成27年度予算等で議決された議案等、議決結果については以下の表のとおりです。



| 議案番号  | 議案等件名                                 | 内 容                                                                                                                                                                              | 議決月日  | 結 果             |
|-------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------|
| 議案第1号 | 南但広域行政事務組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について     | 行政手続法の改正により、本組合の行政手続条例についても同様に規定するため所要の改正を行うものです。                                                                                                                                | 2月27日 | 総務委員会付託<br>原案可決 |
| 議案第2号 | 南但広域行政事務組合農業共済条例の一部を改正する条例の制定について     | 畑作物(大豆)共済単価当たり共済金額個人選択の設定及び園芸施設共済の補償の拡充を図る等の所要の改正を行うものです。                                                                                                                        | 2月27日 | 総務委員会付託<br>原案可決 |
| 議案第3号 | 平成26年度南但広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)について     | 現計予算額から117,586千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,757,094千円とするものです。<br>補正の主な内容は、歳入では、南但ごみ処理施設におけるバイオマス発電による売電収入の減額など決算見込みによる減額及び追加、歳出では、職員人件費等の決算見込みによる補正並びに総務費、衛生費及び消防費における決算見込みによる減額を行うものです。 | 2月27日 | 総務委員会付託<br>原案可決 |
| 議案第4号 | 平成26年度南但広域行政事務組合電算事業特別会計補正予算(第2号)について | 現計予算額から10,775千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ202,657千円とするものです。<br>補正の主な内容は、歳入では構成市分担金の減額及び前年度繰越金の追加、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料の増額、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料の減額などを行うものです。                              | 2月27日 | 総務委員会付託<br>原案可決 |

| 議 案 番 号     | 議 案 等 件 名                                     | 内 容                                                                                                           | 議決<br>月 日 | 結 果                 |
|-------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------|
| 議案<br>第 5 号 | 平成26年度南但広域行政事務組合休日診療所特別会計補正予算(第1号)について        | 現計予算額に4,453千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ16,673千円とするものです。<br>補正の主な内容は、インフルエンザ等感染症患者の急増による医薬品代等の材料代の不足に伴い指定管理料を増額するものです。 | 2月27日     | 総務委員会<br>付託<br>原案可決 |
| 議案<br>第 6 号 | 平成26年度南但広域行政事務組合農業共済事業特別会計補正予算(第2号)について       | 既決予算額に13,159千円を追加し、収入支出予算総額をそれぞれ167,194千円とするものです。<br>補正の主な内容は、勘定ごとに決算見込み額に基づき所要の増額補正をするものです。                  | 2月27日     | 総務委員会<br>付託<br>原案可決 |
| 議案<br>第 7 号 | 平成27年度南但広域行政事務組合農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について      | 平成27年度南但広域行政事務組合農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価を決定するものです。                                                                | 2月27日     | 総務委員会<br>付託<br>原案可決 |
| 議案<br>第 8 号 | 平成27年度南但広域行政事務組合農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて | 養父市、朝来市有害鳥獣対策協議会の獣害駆除等の活動に対し、水稻特別積立金を取崩し、活動経費の一部助成を行うものです。                                                    | 2月27日     | 総務委員会<br>付託<br>原案可決 |
| 議案<br>第 9 号 | 平成27年度南但広域行政事務組合一般会計予算について                    | 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,910,000千円とするものです。                                                                        | 2月27日     | 総務委員会<br>付託<br>原案可決 |
| 議案<br>第10号  | 平成27年度南但広域行政事務組合電算事業特別会計予算について                | 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ248,000千円とするものです。                                                                          | 2月27日     | 総務委員会<br>付託<br>原案可決 |
| 議案<br>第11号  | 平成27年度南但広域行政事務組合休日診療所特別会計予算について               | 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19,200千円とするものです。                                                                           | 2月27日     | 総務委員会<br>付託<br>原案可決 |
| 議案<br>第12号  | 平成27年度南但広域行政事務組合農業共済事業特別会計予算について              | 収入及び支出の予定額をそれぞれ154,000千円とするものです。                                                                              | 2月27日     | 総務委員会<br>付託<br>原案可決 |
| 議案<br>第13号  | 平成27年度南但広域行政事務組合鳥獣害共済基金事業特別会計予算について           | 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ338千円とするものです。                                                                              | 2月27日     | 総務委員会<br>付託<br>原案可決 |
| 議案<br>第14号  | 農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について                   | 農作物共済事業における集落ごとの被害率の状況に基づき、掛金負担の公平を図るため、掛金率等を改定しようとするものです。                                                    | 2月27日     | 即決<br>原案可決          |

## 南但休日診療所より

日曜・盆・年末年始・12月から3月の祝日の午前8時30分から午後4時まで開設しています。  
受診の際には健康保険証・医療証・診療費(時間外や休日の加算があります)などをお持ちください。

また、急きょ変更になる場合もありますので、あらかじめ電話でご確認のうえ受診してください。

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 開 設 日   | 日曜・盆・年末年始・12月から3月の祝日   |
| 受 付 時 間 | 8:30～11:30、13:00～16:00 |
| 診 療 科 目 | 内科・小児科                 |
| 場 所     | 朝来市和田山町立ノ原26           |
| 電 話     | 079-672-5269           |
| 持 ち 物   | 健康保険証・医療証・診療費(乳児医療証など) |

# 平成27年度南但広域行政事務組合予算の概要

## 一般会計予算

平成27年度一般会計は、歳入歳出それぞれ19億1,000万円で、前年度より5,300万円の増額となっています。内容は、組合の管理運営、管理センター及びスポーツセンターの維持管理費、南但ごみ処理施設の運営管理費、南但消防本部の常備消防費と消防施設費等です。

### 歳入

(単位:千円)

| 科 目      | 金 額       | 備 考                                   |
|----------|-----------|---------------------------------------|
| 分担金及び負担金 | 1,383,916 | 構成市負担金(養父市 640,421 千円、朝来市 743,495 千円) |
| 使用料及び手数料 | 50,201    | 南但クリーンセンターへのごみ持込手数料など                 |
| 財産収入     | 28,501    | 南但クリーンセンターの金属等売却収入など                  |
| 繰越金      | 1,000     | 前年度繰越金                                |
| 諸収入      | 80,482    | バイオマス発電による売電事業収入など                    |
| 組合債      | 365,900   | 消防救急無線デジタル化事業に係る借入金                   |
|          |           |                                       |
|          |           |                                       |
| 歳入合計     | 1,910,000 |                                       |

### 歳出

(単位:千円)

| 科 目  | 金 額       | 備 考             |
|------|-----------|-----------------|
| 議会費  | 1,042     |                 |
| 総務費  | 73,690    | 派遣職員人件費負担金など    |
| 衛生費  | 554,264   | 南但クリーンセンター運営管理費 |
| 消防費  | 1,264,146 | 常備消防費、消防施設費     |
| 教育費  | 11,253    | 南但スポーツセンター管理費   |
| 公債費  | 2,282     | 借入金に係る償還金など     |
| 諸支出金 | 1,601     | 基金積立金           |
| 予備費  | 1,722     |                 |
| 歳出合計 | 1,910,000 |                 |

## 電算事業特別会計

電算事業特別会計は、歳入歳出それぞれ2億4,800万円で、前年度より4,040万円の増額となっています。内容は、住民記録を基に、印鑑登録、税、国保、介護保険、上下水道等の電算共同処理に要する経費等です。

### 歳入

(単位:千円)

| 科 目      | 金 額     | 備 考                                   |
|----------|---------|---------------------------------------|
| 分担金及び負担金 | 247,900 | 構成市負担金(養父市 114,493 千円、朝来市 133,407 千円) |
| 繰越金      | 100     | 前年度繰越金                                |
|          |         |                                       |
| 歳入合計     | 248,000 |                                       |

### 歳出

(単位:千円)

| 科 目  | 金 額     | 備 考                    |
|------|---------|------------------------|
| 総務費  | 247,517 | 電算事業管理運営費(業務委託料、機器使用料) |
| 公債費  | 5       |                        |
| 予備費  | 478     |                        |
| 歳出合計 | 248,000 |                        |

## 休日診療所特別会計

休日診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ1,920万円で、前年度より698万円の増額となっています。内容は、休日診療所の運営に係る経常経費及び28年度に診療所が新しくなることに伴う臨時経費です。

これまでどおり、朝来市に指定管理者として運営をお願いします。

### 歳入

(単位:千円)

| 科 目      | 金 額    | 備 考                  |
|----------|--------|----------------------|
| 分担金及び負担金 | 7,100  | 構成市負担金(朝来市 7,100 千円) |
| 診療収入     | 5,655  | 休日診療収入               |
| 使用料及び手数料 | 1      |                      |
| 財産収入     | 42     |                      |
| 繰越金      | 100    | 前年度繰越金               |
| 諸収入      | 2      |                      |
| 繰入金      | 6,300  |                      |
| 歳入合計     | 19,200 |                      |

### 歳出

(単位:千円)

| 科 目  | 金 額    | 備 考                 |
|------|--------|---------------------|
| 衛生費  | 18,873 | 休日診療所管理運営費(指定管理料など) |
| 諸支出金 | 42     | 基金積立金               |
| 予備費  | 285    |                     |
|      |        |                     |
|      |        |                     |
|      |        |                     |
| 歳出合計 | 19,200 |                     |



## 農業共済事業特別会計予算

農業共済事業特別会計は、構成市(養父市、朝来市)からの分担金として4,900万円(養父市2,690万9千円、朝来市2,209万1千円)、共済掛金3,166万5千円、賦課金650万5千円など総額1億5,400万円の予算計上を行い、損害を受けた農家への補償、さらに損害を未然に防ぐための損害防止事業などを行います。

平成27年度農業共済事業計画については次のとおりです。

### ◆ 平成27年度農業共済事業計画

|        | 共済目的の種類   | 引 受 戸 数 | 引 受 数 量    | 共済金額(千円)  | 前年度対比  |        |
|--------|-----------|---------|------------|-----------|--------|--------|
|        |           |         |            |           | 引 受    | 金 額    |
| 農作物共済  | 水稻        | 3,950戸  | 166,0007-㍓ | 1,098,613 | 98.8%  | 98.0%  |
|        | 麦         | 4戸      | 2807-㍓     | 70        | 140.0% | 12.4%  |
| 家畜共済   | 成乳牛       | 41戸     | 240頭       | 48,000    | 100.0% | 97.6%  |
|        | 育成乳牛      |         | 30頭        | 4,050     | 150.0% | 168.8% |
|        | 乳用子牛等     |         | 310頭       | 8,680     | 93.9%  | 90.7%  |
|        | 肥育用成牛     |         | 1,450頭     | 304,500   | 103.6% | 101.2% |
|        | その他の肉用成牛  |         | 930頭       | 158,100   | 97.9%  | 92.5%  |
|        | その他の肉用子牛等 |         | 940頭       | 49,820    | 98.9%  | 95.3%  |
| 畑作物共済  | 白大豆       | 2戸      | 407-㍓      | 75        | 133.3% | 288.5% |
|        | 黒大豆       | 60戸     | 2,6007-㍓   | 28,462    | 76.5%  | 69.3%  |
| 園芸施設共済 | 園芸施設      | 63戸     | 425棟       | 152,446   | 89.1%  | 227.2% |
| 合 計    |           | —       | —          | 1,852,816 | —      | 102.1% |

### ◆ 平成27年度農業共済損害防止事業計画

| 対 象 事 業 名             | 事 業 予 定 量  | 事業予定費用(千円) |
|-----------------------|------------|------------|
| 水稻損害防止事業(有害鳥獣対策協議会助成) | 166,0007-㍓ | 1,200      |
| 家畜用薬剤の配付等             | 3,900頭     | 1,350      |
| 大豆の薬剤費助成等             | 2,6407-㍓   | 109        |

## 鳥獣害共済基金事業特別会計予算

野生鳥獣により被害を受けた農作物(水稻、大豆を除く)の再生産を目的とした支援金を交付する兵庫県独自の事業です。

### 歳 入

(単位:千円)

| 科 目      | 金 額 | 備 考                          |
|----------|-----|------------------------------|
| 分担金及び負担金 | 30  | 構成市負担金<br>(養父市、朝来市各<br>15千円) |
| 県支出金     | 58  | 県負担分                         |
| 繰入金      | 200 | 基金繰入金                        |
| 諸収入      | 50  | 加入者負担分<br>(17-㍓=1,000円)      |
| 歳入合計     | 338 |                              |

### 歳 出

(単位:千円)

| 科 目     | 金 額 | 備 考                |
|---------|-----|--------------------|
| 農林水産事業費 | 200 | 被害を受けた加入者への<br>支援金 |
| 公債費     | 1   |                    |
| 諸支出金    | 137 | 基金積立金              |
| 歳出合計    | 338 |                    |

## ■お問い合わせ先

- ◎一般会計、電算事業特別会計、休日診療所特別会計について…南但広域行政事務組合総務課(TEL665-0146)
- ◎農業共済事業特別会計、鳥獣害共済基金事業特別会計について…南但広域行政事務組合農業共済課(TEL665-0215)

# 南但クリーンセンターからのお知らせとお願い

## 3 Rでごみを減量しましょう

私たちひとりひとりの意識と行動が、環境への負荷が少ない「循環型社会」の実現につながり、社会を変える原動力となります。今日から3 Rを実践して、環境にやさしい生活をはじめましょう。

3 Rとは次のとおりです。まず①のReduce(リデュース)ごみをつくらない(発生させないこと)が一番重要です。

### ① Reduce (リデュース) ごみをつくらない(発生させない)こと

- ・必要なものを必要な量だけ購入する。
- ・食品を買いすぎない、つくりすぎない、食べ残さない。
- ・流行に左右されない品質のよいものを選ぶ。
- ・詰め替え製品を活用する。
- ・レンタル品の利用を考えてみる。

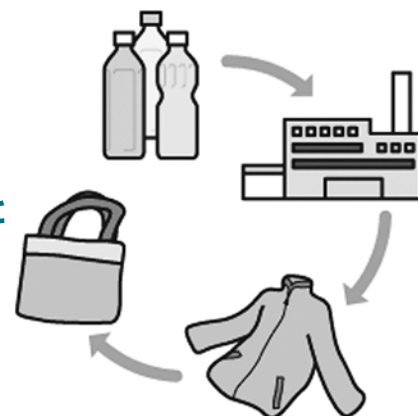


### ② Reuse (リユース) 繰り返し使うこと

- ・リサイクルショップ、フリーマーケット、バザーを利用する。
- ・リターナブルびんを利用する。
- ・「繰り返し、大切に使う」工夫を考える。

### ③ Recycle (リサイクル) 資源として再生利用すること

- ・資源を正しく分別し、回収場所に出す。(プラ製容器包装、紙製容器包装、ペットボトル、古紙類を可燃ごみにしない。)
- ・地域の集団回収を利用する。スーパー等の店頭回収を利用する。



※優先順位は①リデュース、②リユース、③リサイクルの順番です。

◎ 家庭からの資源ごみの出し方については、各家庭に配布している「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」をご覧ください。紛失された方は養父市、朝来市の市役所で配布しています。また養父市、朝来市のホームページからもダウンロードできます。

- ・養父市: <http://www.city.yabu.hyogo.jp/>
- ・朝来市: <http://www.city.asago.hyogo.jp/>



## 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定を行いました。今後ホームページにて公開するとともに、概要版を配布する予定です。

※一般廃棄物(ごみ)処理基本計画とは、南但地域における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。概ね5年ごとに改定することとなっています。

## ごみを持込む際のお願い

南但クリーンセンターは個人または事業者の一般廃棄物の直接持込が可能です。その際には以下のことに留意してください。

- ◎少量のごみや資源ごみ、または指定袋に入れてあるごみはできるだけ決められた日に定められた場所に出すようご協力をお願いします。
- ◎徒歩や自転車、バイクなどでの持込みは正確な計量が出来ませんのでご遠慮ください。
- ◎クリーンセンターの場内は危険なため、安全確保の観点からサンダル等の履物での入場を禁止していますのでご注意ください。また、小さなお子さんは必ず車内で待機させてください。
- ◎プラットホームでのごみを降ろす作業は、ご本人に行っていただきますので、作業しやすい服装をお願いします。必要に応じて軍手、タオル、マスクをご用意ください。
- ◎プラットホームには転落の危険がある箇所もあります。係員の指示に従い近づかないようお願いいたします。



▲リサイクルセンター 不燃ごみ受入ホッパ



▲高効率原燃料回収施設 粗大ごみ切断機

- ◎持込みできないごみについては、係員の指示に従って持ち帰っていただきます。
- ◎場内は一方通行になっています。係員や看板等の指示に従って逆走にならないようお願いします。また、場内は時速20km以下での走行をお願いします。

- ◎スプレー缶、カセットボンベは必ず穴を開けて、使い捨てライターは必ずガスを使いきってください。石油ストーブ、ファンヒーターは必ず灯油を抜いてください。

## 南但クリーンセンターの個人見学会について

南但クリーンセンターでは、施設見学の受け入れを行っていますが、個人では申し込みにくいという方を対象に、下記により施設見学会を開催することにいたしました。この機会にぜひ最先端のごみ処理の現場をご覧ください。養父市、朝来市以外の方は、1人あたり300円料金がかかります。

と き：平成27年6月5日(金)、6月14日(日)いずれも13:30開始  
集 合 場 所：南但クリーンセンター・リサイクルセンター2階(現地集合)  
申 し 込 み：不 要

### ごみ持込、施設見学に関するお問い合わせ先

#### 南但クリーンセンター

〒669-5243 朝来市和田山町高田817-1 TEL:079-670-3366 FAX:079-670-3367

受入時間 平日 月曜日～金曜日、毎月第二日曜日 8時30分～16時30分

ごみ持込手数料は、10kg当たり100円です。資源ごみは無料です。

### ごみ収集業務に関するお問い合わせ先

養父市環境推進課 TEL:079-664-2033

朝来市クリーンセンター 山東事業所 TEL:079-676-3923



# NOSAI 農機具共済に加入し 万全な準備と安全作業で、大切な農機具を守りましょう

春になり農作業が本格的にスタートし、農機具も稼働を開始しています。

作業に入る前にグリースの補充、ボルトやナットの緩み、オイルなどの点検を再度行い安全作業を心掛けましょう。

## ■事故・盗難が起きたら、まずは連絡を

- 事故や盗難が発生した場合は速やかにNOSAIへ連絡してください。
- 被害の連絡を受け、NOSAIでは事故現場や損害部品などの写真を撮影します。(修理など急がれる場合は、損害部品などの保管をお願いします。)
- 損害部品を破棄された場合は損害の認定ができないため、共済金のお支払いができない場合があります。
- 事故報告が一定期間以上遅れると、共済金の減額または、共済金が支払われない場合があります。

## ■事故の内容により免責がありますのでご注意ください

| 主な事故例                                                                                 | 免責割合          |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|
| ◆農業用倉庫などに格納中の事故、盗難                                                                    | 損害額の0%        |         |
| ◆ほ場外で稼働中の事故、盗難<br>◇農機具を格納する際の接触、衝突、転覆による事故<br>◇ほ場外で農機具が石を跳ね上げ、トラクターのキャビンガラスを破損        | 損害額の10%       |         |
| ◆ほ場内での作業中における事故(作業装置のみの事故)<br>◇ほ場内での作業中、農機具に石を巻き込み、作業装置を破損<br>◇ほ場内での作業中の接触、衝突、転覆による事故 | 損害額の20%       |         |
| ◆クローラの切断のみの事故の場合(クローラの使用、装着年数により)免責割合が異なります<br>◇刈取作業中、旋回時などにクローラが破損、切断し走行不能となった       | 使用経過年数        | 免責割合    |
|                                                                                       | 2年未満          | 損害額の20% |
|                                                                                       | 2年以上～4年未満     | 損害額の30% |
|                                                                                       | 4年以上～6年未満     | 損害額の40% |
| ◆交換部品が消耗品のみの場合(耕うん爪、刈歯、ベルト、電気配線など)                                                    | 6年以上          | 損害額の50% |
|                                                                                       | 損害額の100%(対象外) |         |

※作業装置とは次のようなものです。

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| トラクター | ロータリーなどのアタッチメント、アタッチメントとの接合部          |
| コンバイン | 刈取部(ナローガイドなど)、脱穀部、カッター部、オーガ装置(籾タンクなど) |
| 田植機   | 苗のせ台、植付部(フロート、マーカ、施肥装置)など             |

## ■農機具を買い替えたときは

共済に加入している農機具を買い替え(入れ替え)られた場合、型番・機体番号の変更手続きが必要になりますのでNOSAIへ連絡をお願いします。

連絡がなかった場合、その農機具については事故が発生しても共済金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。

### ■お問い合わせ先

南但建物農機具共済推進協議会(NOSAI南但) 養父市堀畑550 (TEL665-0215)